

令和4年度 教育委員会 第5回定例会 議案

1 日 時 令和4年6月9日(木) 午後2時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第6号議案 教育職員の免許状の更新手続等に関する規則を廃止する

規則の制定 … 1

<非>第7号議案 令和4年6月県議会定例会に提出する議案 … 5

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第6号議案

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則を廃止する規則の制定

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第8号）は、
廃止する。

令和4年6月9日提出

静岡県教育委員会教育長

<第6号議案 概要>

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の廃止について

1 現行制度の概略

本規則では、教育職員の免許状の更新手続等に係る必要事項について規定している。

2 廃止の理由

教育職員の免許状の更新手続を廃止する教育職員免許法等の改正法が、令和4年5月18日に公布されたため、本規則を廃止する。

3 施行期日

令和4年7月1日

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第 号

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則を廃止する規則

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案の概要

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

概要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。

<記録の範囲> 【教特法第22条の5第1項及び第2項】

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

②指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

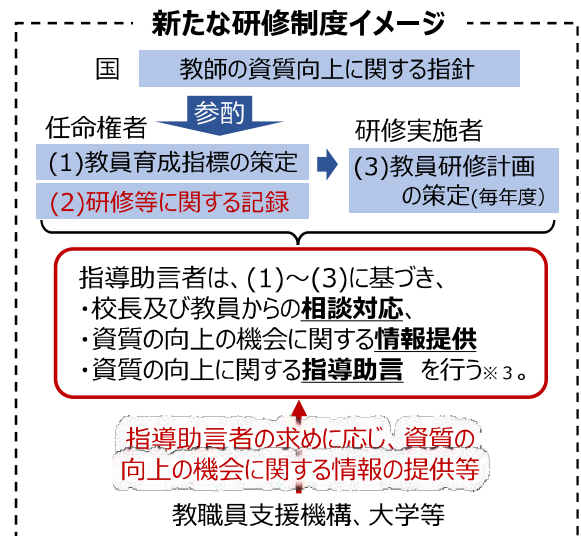
【教特法第22条の6第1項及び第2項】

③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構(NITS)や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

【教特法第22条の6第3項】

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

【教特法第22条の4第2項第4号】



※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

【免許法第9条～第9条の4等】

②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。

【附則第3条】

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

【免許法別表第8】

②主として社会人を対象とする教職特別課程(普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)について、修業年限を1年以上に弾力化する。

【免許法別表第1備考第6号】

施行期日

令和4年7月1日(1.の規定は令和5年4月1日)【附則第1条】

＜非＞第7号議案

令和4年6月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和4年6月9日

静岡県教育委員会教育長

記

（予算案）

- 1 令和4年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（条例案）

- 2 静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

（その他の議案）

- 3 県有財産の取得について（GIGAスクールサポート端末）

- 4 県有財産の取得について（GIGAスクールサポート端末）

(予算案)

1 令和4年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

(1) 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	211,040,941	32,400	211,073,341
人件費	177,380,000		177,380,000
事業費	33,660,941	32,400	33,693,341
教育費	33,230,941	32,400	33,263,341
災害対策費	430,000		430,000

(2) 事業概要

ア 国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴い必要となる経費

(単位：千円)

事業名	<現計額> 補正額	説明
給食費等高騰緊急対策事業費 (新規)	< - > 32,400	物価高騰下においても保護者の負担を増やすことなく、これまで通りの学校給食等を実施するため、国の総合緊急対策に呼応し、食材費の増額分を公費で負担

※財源は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当

(条例案)

2 静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

義務教育課

受益者負担の適正化を図るため、県が手数料を徴収する事務及び手数料の額について、関係法令の改正等に基づき、所要の改正を行うものである。

(1) 改正の概要

区分	手数料名	内 容	新設・改正理由
廃止	教育職員普通免許状 又は教育職員特別免許状の有効期間の更新申請手数料等	教育職員免許状の更新申請手数料等の廃止	教育職員免許法等の改正

(2) 施行期日

公布の日

(その他の議案)

3 県有財産の取得について（G I G Aスクールサポート端末）

教育D X推進課

県立高等学校の生徒貸与用ノート型パソコンとして次の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県条例第18号）第3条の規定により、議決を求めるものである。

名 称	財 産 の 概 要	取得予定価格
G I G Aスクール サポート端末	ノート型パソコン NEC社製 11.6型 8,172台	円 230,842,656

4 県有財産の取得について（G I G Aスクールサポート端末）

教育D X推進課

県立高等学校の生徒貸与用タブレット端末として次の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県条例第18号）第3条の規定により、議決を求めるものである。

名 称	財 産 の 概 要	取得予定価格
G I G Aスクール サポート端末	タブレット端末 A p p l e社製 10.2型	4,482台 円 201,645,180

白
紙

第5回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	監査結果に関する措置状況報告	P 1
配付 報告 2	教育職員の免許状に関する規則の一部改正	P 3
配付 報告 3	令和5年度静岡県公立学校教員採用選考試験（令和4年度実施） 志願状況	P 5
配付 報告 4	<非>令和4年6月県議会定例会に提出する報告案件	P 7

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概要

令和 3 年度第 4 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
令和 3 年度 第 4 回	R 4 . 3 . 3	R 3 . 11 . 8 ～ R 4 . 1 . 25	臨時監査	1 所属	指摘 1 件

2 監査結果の区分

(1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事例

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和 3 年度第 4 回 監査結果

ア 臨時監査

<指摘>

対象機関	件 名	詳細
県立高等学校 (校名は非公表)	特定個人情報の不適切な取扱い	1

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
県立高等学校 (校名は非公表)	令和4年3月3日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 特定個人情報の不適切な取扱い (機関名非公表) 3 内 容 高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から県教育委員会への書類発送の過程で特定個人情報が記載された用紙 (1人分) を紛失した。	
【措置の内容】 1 学校としての課題確認 本事案は、発送直前に書類の冒頭に添付する管理台帳の誤りに気づき、送付のために紐で綴られていた書類を一旦解いて修正し、綴り直した際の確認作業が不十分だったため生じたものです。 判明後、直ちに用紙の検索を行いましたが発見できなかったため、令和3年5月24日に学校長から当該保護者に状況説明及び謝罪をしました。 特定個人情報等の取扱いについては、令和2年10月16日付で高校教育課長より、複数の職員で管理、保管、発送などの業務を行う旨が通知されていましたが、注意が徹底されていませんでした。 2 学校における再発防止対策 本事案により再度発出された高校教育課長通知「高等学校等就学支援金事務における特定個人情報の適正な取扱いについて」を受け、職員会議にて学校長から安全管理措置を徹底するよう改めて指示しました。 また、高等学校等就学支援金の認定事務においては、作業手順の見直しを行い、書類の認定作業 (内容確認) は紐で綴った状態で行い、認定作業 (内容確認) 後は綴りを解かない状態で発送するよう改善しました。 今後は特定個人情報等取扱規程 (高等学校等就学支援金及び静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務) に基づき、申請書類の内容確認、書類の編纂及び県教育委員会へ発送時の封入までを必ず複数職員で確認することを徹底し、再発防止に努めます。	

【同様事案発生の有無】

有 ・ 無

教育職員の免許状に関する規則の一部改正

(義務教育課)

1 概要

教育職員の免許状の更新手続を廃止する教育職員免許法の改正法が、令和 4 年 5 月 18 日に公布された。この法改正に伴う関係規則を専決処理により改正した。

2 改正の内容

本規則は教員免許状の授与に関して規定しており、更新手続に関する規定はないが、本規則で引用する教育職員免許法の条ずれ等の所要の改正を行った。

3 施行期日

令和 4 年 7 月 1 日

白
紙

(件名)

令和 5 年度静岡県公立学校教員採用選考試験（令和 4 年度実施）志願状況

（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）

1 志願状況

高等学校教員				特別支援学校教員				小・中学校教員					
教科	R5	R4	増減	校種教科	R5	R4	増減	校種教科	R5	R4	増減		
国語	66	71	-5	小学部	100	104	-4	小学校	665	650	15		
地歴	99	122	-23	中学部	国語	11	11	0	中学校	国語	72	71	1
公民	41	48	-7		社会	22	20	2		社会	114	136	-22
数学	99	105	-6		数学	4	8	-4		数学	88	83	5
理科	109	104	5		理科	7	8	-1		理科	85	78	7
保体	141	172	-31		音楽	7	6	1		音楽	25	35	-10
家庭	15	14	1		美術	4	6	-2		美術	15	21	-6
農業	9	13	-4		保体	86	106	-20		保体	149	157	-8
工業	28	34	-6		技術	2	2	0		技術	10	12	-2
商業	30	43	-13		家庭	2	1	1		家庭	12	15	-3
水産	7	1	6		英語	10	7	3		英語	81	99	-18
英語	62	65	-3		中計	155	175	-20		中計	651	707	-56
芸術	*	*	-		小中合計	255	279	-24		小中合計	1316	1357	-41
情報	19	20	-1		理療								
福祉	7	*	-		自立活動	1	1	0		養護合計	156	185	-29
ネイティブ	5	6	-1					栄養合計	24	33	-9		
高合計	737	818	-81	特支合計	256	280	-24	小中養合計	1496	1575	-79		

※ *印は募集なし

※ 農業実習、工業実習、水産実習を除く

2 特色ある選考等に関する志願状況

特色ある選考	高等学校			特別支援学校			小・中学校			養護教員			栄養教員			全体(高・特・小・中・養・栄)		
	R5	R4	増減	R5	R4	増減	R5	R4	増減	R5	R4	増減	R5	R4	増減	R5	R4	増減
教職経験者を対象とした選考 ア1	12	12	0	10	7	3	25	31	-6	3	5	-2	0	1	-1	50	55	-5
教職経験者を対象とした選考 ア2 イ	36	34	2	75	88	-13	122	121	1	25	25	0	0	0	0	258	268	-10
教職経験者を対象とした選考 ウ エ	18	20	-2	20	18	2	49	52	-3	4	5	-1	1	1	0	91	95	-4
国際貢献活動経験者を対象とした選考	3	2	1	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	3	3	0
障害のある者を対象とした選考	5	5	0	1	4	-3	3	4	-1	1	0	1	0	0	0	10	13	-3
民間企業での勤務経験を有する者の選考	1	1	0	0	0	0	1	3	-2							2	4	-2
医療機関等での勤務経験を有する者の選考	1	0	1	0	0	0										1	0	1
商船等での勤務経験を有する者の選考	1	1	0	0	0	0										1	1	0
博士号を取得した者の選考	3	3	0	0	0	0										3	3	0
看護師経験を有する者を対象とした選考				1	1	0										1	1	0
大学院修士課程1年生の特例	20	26	-6	0	3	-3	21	24	-3	1	1	0	1	0	1	42	54	-12
大学院修士課程進学予定者の特例	30	35	-5	1	1	0	24	25	-1	1	1	0	1	1	0	56	62	-6
	130	139	-9	108	122	-14	245	261	-16	35	37	-2	3	3	0	518	559	-41

白
紙

令和 4 年 6 月 県議会定例会に提出する報告案件

令和 4 年 6 月 県議会定例会への教育委員会関係の報告案件は以下のとおり。

1 繰越明許費繰越計算書の報告について

財務課

(1) 要 旨

教育委員会関係の繰越事業は 6 事業で、繰越明許費 25 億 7,700 万円に対し、繰越額は 22 億 9,531 万 4 千円である。

(2) 繰越額等

(単位：千円)

款項	事業名	事業内容	繰越明許費	繰越額	理由	完了予定年月
11 款 教育費 2 項 教育委員会費	教育総務費	GIGA スクールサポート充実事業費	628,000	628,000	国の補正予算に伴い県の 12 月補正予算に計上した事業及び、国庫を活用して 2 月補正予算に計上した事業であり、年度内の事業完了が困難なことによる	R5. 3
	教育管理費	県立学校等修繕費	255,000	159,472	清水西高校において躯体コンクリートの劣化が判明し補修に日時を要したこと及び、浜松北高校・浜松特別支援学校において自動火災報知設備の機器の納入が遅れたこと並びに、国の補正予算に伴い県の 12 月補正予算に計上した事業について、年度内の事業完了が困難なことによる	R5. 3

款項	事業名	事業内容	繰越 明許費	繰越額	理由	完了 予定 年月
11 款 教育費 2 項 教育委員 会費	教育 管理費	県立学校等施設 整備事業費	426,000	345,800	伊東地区新構想高校 において、世界的な鋼 材の出荷停滞に伴い 鉄骨工事の着手時期 が遅れたこと及び、国 の補正予算に伴い県 の12月補正予算に計 上した事業について、 年度内の事業完了が 困難なことによる	R5. 2
		県立学校等長寿 命化事業費	817,000	773,525	沼津工業高校におい て、工事契約締結後の 地質調査の結果、使用 する杭の仕様変更が 必要となり、その再設 計及び杭発注に日時 を要したこと及び、清 水東・磐田南高校にお いて、世界的な鋼材の 出荷停滞に伴い鉄骨 工事の着手時期が遅 れたこと並びに、国の 補正予算に伴い県の 12月補正予算に計上 した事業について、年 度内の事業完了が困 難なことによる	R5. 2
11 款 教育費 5 項 高等 学校費	高等学校 管理費	高等学校等新型 コロナウイルス 感染症対策事業 費	215,000	211,500	国の補正予算に伴い 県の12月補正予算に 計上した事業であり、 年度内の事業完了が 困難なことによる	R5. 3
11 款 教育費 7 項 特別 支援 学校費	特別支援 学校管理 費	特別支援学校新 型コロナウイル ス感染症対策事 業費	119,000	118,800	国の補正予算に伴い 県の12月補正予算に 計上した事業であり、 年度内の事業完了が 困難なことによる	R5. 3

款項	事業名	事業内容	繰越 明許費	繰越額	理由	完了 予定 年月
11 款 教育費 8 項 学校 教育費	義務 教育費	幼児教育連携推 進事業費	24,000	18,768	国の補正予算に伴い 県の12月補正予算に 計上した事業であり、 年度内の事業完了が 困難なことによる	R5.3
		幼稚園等新型コ ロナ対策体制整 備事業費助成	44,000	9,502	国の補正予算に伴い 県の12月補正予算に 計上した事業であり、 年度内の事業完了が 困難なことによる	R5.3
12 款 災害対 策費 6 項 教育施 設災害 復旧費	現年災害 教育施設 復旧費	補助現年災県立 学校等災害復旧 費	49,000	29,947	天竜高校において、演 習林災害復旧工事の 労務者の手配が困難 となり、伐採工の着手 に日時を要し、土工及 び法面工の完了が遅 れたことによる	R4.7
計			2,577,000	2,295,314		

白
紙